

# 聖心女子大学学術リポジトリ運用要項

## (目的)

第1条 この要項は、聖心女子大学（以下「本学」という。）において運用する聖心女子大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用指針を定めるとともに、聖心女子大学学術リポジトリ運営委員会規程第2条の規定に基づき、聖心女子大学学術リポジトリ運営委員会（以下「運営委員会」という。）の任務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要項においてリポジトリとは、本学における学術成果物（以下「コンテンツ」という。）を電子的に収集、蓄積及び保存し、ネットワークを通じて学内及び国内外に無償で公開及び提供するものをいう。

## (システム)

第3条 リポジトリシステムは、国立情報学研究所（以下「研究所」という。）の共用リポジトリサービスJAIRO Cloud（以下「サービス」という。）の利用承認並びに共用リポジトリシステムの提供を受けて使用するものとする。

2 サービスの利用とは、研究所のサーバに、研究所が提供する機関リポジトリソフトウェアを用いて、コンテンツ及びコンテンツに関する情報（以下「メタデータ」という。）を登録し、発信すること（以下「管理及び運営」という。）をいう。

## (管理及び運営)

第4条 リポジトリの管理及び運営は、本学図書館において行うものとする。

2 本学図書館長（以下「館長」という。）は、リポジトリの管理及び運営に関する重要事項の審議を運営委員会に付託するものとする。

## (登録する権利を有する者)

第5条 リポジトリにコンテンツを登録できる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学に在籍する又は在籍したことのある教職員及び学生
- (2) 本学が招聘した研究者等
- (3) その他、館長が特に認めた者

## (登録の対象となるコンテンツ)

第6条 リポジトリに登録することができるコンテンツは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) その主要な部分が本学における研究、教育活動等に関連して生産されたものであること。
- (2) 登録を行う者が当該コンテンツの主要な部分の作成に関与したものであること。
- (3) 蓄積、保存、公開等の際し、法令及び本学の諸規則に反しないこと、並びに情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
- (4) 電子的フォーマットで作成されているものであること。
- (5) ネットワークを通じて配信が可能であること。
- (6) 無償であること。

(リポジトリへの登録)

第7条 リポジトリにコンテンツの登録を希望する者は、所定の手続きにより登録申請を行い、館長から当該コンテンツの登録の許可を得るものとする。

2 コンテンツの登録は、前項の許可を受けた登録申請者が行う。ただし、館長に登録を委任することができる。

(登録されたコンテンツの利用)

第8条 本学図書館は、次の方法によりリポジトリに登録されたコンテンツを利用するものとする。

(1) コンテンツを複製しメタデータを付与の上、リポジトリを構築するサーバに格納すること。

(2) ネットワークを通じて、前号の複製物及びメタデータを不特定多数に無償で送信及び公開すること。

(著作権に係る利用許諾)

第9条 登録申請者は、登録を希望するコンテンツについて、必要な利用許諾手続を行うものとする。

2 登録を希望するコンテンツの著作権が登録申請者のみに帰属している場合には、登録申請者はコンテンツ登録に際して、前条に定める利用について無償で許諾するものとする。

3 登録申請者は、登録を希望するコンテンツの著作権が複数の者に帰属する場合又は登録申請者以外の者に帰属する場合は、あらかじめ他の著作権者の利用許諾を得なければならない。ただし、自ら許諾を得ることが困難な事情がある場合は、館長に委任することができる。

4 リポジトリに登録するコンテンツの公開が登録申請者以外の者の肖像権又は個人情報に関する権利と抵触する場合には、登録申請者は肖像権又は個人情報に関する権利が帰属する者(以下「肖像権者等」という。)から同意書をあらかじめ取得して、申請手続をしなければならない。

5 リポジトリに登録するコンテンツに含まれる古書資料を所蔵する者(以下「所蔵者」という。)がおり、当該コンテンツの公開に所蔵者の同意を要する場合には、登録申請者は所蔵者から同意書をあらかじめ取得して、申請手続をしなければならない。

(著作権の帰属)

第10条 リポジトリに登録されたコンテンツの著作権は、登録後も原著作権者に帰属し、本学図書館は、前々条に定める利用を越えた利用を一切することができない。

2 リポジトリとして形成されたデータベースの著作権は、本学に帰属する。

(コンテンツの削除)

第11条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録されたコンテンツを削除することができる。

(1) 当該コンテンツの登録を行った者(以下「登録者」という。)から削除の申請があった場合

(2) 次に定める事由があり、運営委員会において削除することが適当であると判断した場合

イ コンテンツの内容が他の者に帰属する著作権を侵害するものと判断される場合

ロ コンテンツが公序良俗に反する内容を含み、あるいは社会的にみて著しく不適切な内容であると判断される場合

ハ 第8条により利用に供したコンテンツの内容に対して異議の申し出があり、その異議に正当な理由があると判断される場合

2 登録者は、前項第1号の登録削除の申請を拒絶された場合には、その理由を文書で示すよう館長に対して請求することができる。

3 第1項第2号により、リポジトリに登録されたコンテンツについて、利用の一時的停止又は登録削除をされた者は、その理由を文書で示すよう館長に対して請求することができる。

(免責条項)

第12条 登録されたコンテンツの内容に関する責任は、当該登録申請者が負うものとする。

2 本学図書館は著作権法を遵守し、その範囲内で当該複製物を使用する旨の注意を、受信する者に対して与える。ただし、登録されたコンテンツの公開によって発生した登録者ないし著作権者の損害について、並びに、登録されたコンテンツを利用することによって生じた利用者のいかなる損害及び不利益についても、本学は一切責任を負わないものとする。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、別に定める。

(要項の改廃)

第14条 この要項の改廃は、図書館委員会の議を経て館長が決定する。

附 則

この要項は、平成24年7月10日から施行し、平成24年4月1日から適用する。